

# 栗原市分譲宅地等優遇措置の概要

## 1. 趣旨

市が所有する分譲宅地・その他遊休未利用地の販売促進と若者定住促進のため、分譲宅地の分譲価格を減額する優遇措置について、対象者や手続など必要な事項を定めるもの。

## 2. 優遇措置の対象となる分譲宅地等

- (1) 金成萩野団地（栗原市金成有壁太田杜地内）
- (2) その他、栗原市公有財産取得及び利活用検討委員会の意見を踏まえ市長が認める市有地

## 3. 優遇措置の対象者

優遇措置の対象となる者は市内に定住しようとする者であって、前項に規定する分譲宅地等の土地売買契約に定める要件及び次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 契約日から5年以内に自己住宅を建築し、10年以上居住すること
- (2) 同居予定の親族がいること
- (3) 営利を目的とした購入でないこと
- (4) 契約を締結する能力を有すること及び破産者でないこと
- (5) 分譲の申込み時点において、次の優遇措置要件のいずれかに該当すること
  - ア 満40歳以下の者
  - イ 同居予定者に満18歳以下の子ども（妊娠中を含む。）がいる者
  - ウ 栗原市外に住所を置く者（本申込みのために住所登録を異動したと認められる者を除く。）または、市内の貸家などに居住する市外出身者

※共有名義とする場合は、同居予定者との共有に限り認め、要件を満たす者の持ち分割合が2分の1以上であること。

## 4. 優遇措置の内容

前項(5)のア、イ、ウの要件に1つに該当するごとに10%を減額し、最大30%の金額（千円未満の端数切捨て）を分譲価格から減額する。

## 5. 決定者の遵守事項

- (1) 宅地を暴力団事務所、風俗営業、性風俗特殊営業その他これらに類する事業に供してはならない。
- (2) 契約日から5年間は、次の行為をしてはならない。
  - ア 宅地への地上権、質権、使用貸借権、その他の使用収益を目的とする権利の設定（ただし、住宅ローンとして住宅金融支援機構等を利用する抵当権の設定は除く）
  - イ 宅地を第三者に賃貸し、又は売買、贈与、交換及び出資等による宅地の所有権の移転（ただし、相続により当該権利が移転する場合を除く）
  - ウ 宅地に賃貸用の建築物を建築し、又は宅地に建築した建築物の賃貸

## 6. 優遇措置の決定の取り消し

市長は、決定者が偽りその他不正な手段により優遇措置を受けたとき、又は適当でないと認めるときは優遇措置を取り消しし、及び優遇額の全額又は一部を返還させることができる。